

専決処分の報告について

(「板橋平和のつどい」において発生した事故に係る示談処理)

1 事故の概要

- (1) 発生日時 令和6年11月15日(金) 16時頃
- (2) 発生場所 遊座大山商店街入口付近
- (3) 概要

令和6年度「板橋平和のつどい」における「平和の灯パレード」の実施中、パレード参加の中学生が、板橋区が所有、管理しているランタンを手に持ち歩行していたところ、ランタンの底部が外れ、溶けたロウが同人の着用していた標準服を汚損した。なお、今回の事故に係る身体的損害は確認されなかった。

2 事故の原因

ランタンは、上部と底部で外れる構造になっている。板橋区役所本庁舎から、事故発生現場まで歩いている間にランタンの上部と底部の接続している部分がずれ、落下したものである。

なお、パレードに使用するランタンについては、事業実施の一週間前11月8日、及び事業実施直前に職員で点検を行った。

点検は、目視による全体の状態、ランタン上部と底部の接続部分の確認、ロウソクの燃焼の状態などについて行い、劣化や点火しないランタンは除いている。

3 示談金額(損害賠償額)

金3,080円

標準服のクリーニング代2回分

【内訳】

- ① 標準服のクリーニング代 2,365円
- ② ①をクリーニングに出している間、学校から借りていた標準服のクリーニング代 715円

4 示談の相手方

「板橋平和のつどい」参加中学生

5 専決処分の日

令和7年1月17日（金）

6 示談の処理

本件事故及び本件事故に起因する一切の損害に関し、何らの債権債務が存しないことを確認する示談書を相手方と取り交わした。

7 損害賠償額の支払い

示談に要する損害賠償額は、特別区自治体総合賠償責任保険の幹事会社である損害保険ジャパン株式会社から示談の相手方に対して支払われる。

8 再発防止策について

ランタンは構造上、上部と底部に分かれており、歩いている途中で接続部分がずれないようにする必要がある。今後、事業でランタンを使用する際は、参加中学生に対し、上部と底部を両手で押さえて持つことを徹底する。また、引き続き、事業実施の一週間前、直前の点検を細部に至るまで十分行う。

【参考】

ランタンについて

製造元：東京都葛飾福祉工場（東京都葛飾区金町2丁目8-20）

平成6年に製造開始

購入年：平成6年度

